

# TMBニュース



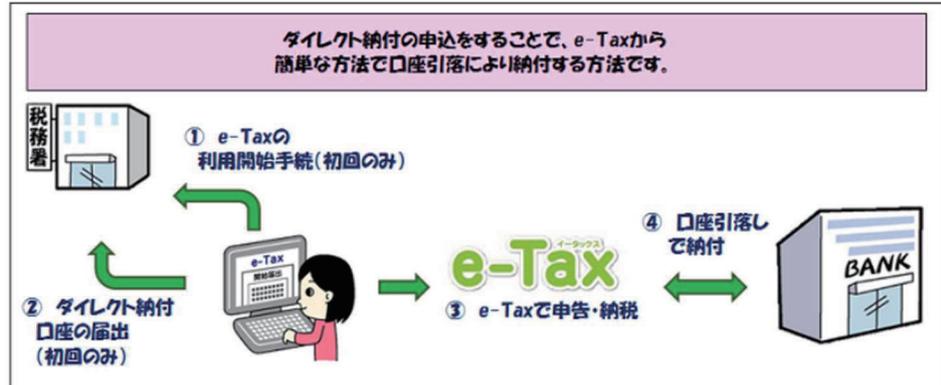
税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和6年5月31日発行  
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : [tmb@tkcnf.or.jp](mailto:tmb@tkcnf.or.jp) 担当 : 吉田  
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17アケイ南森町6F TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

## ダイレクト納付への切り替えで省力化！

国税庁では、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいるところ、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点から、令和6年5月以降に送付する分から、e-Taxにより申告書を提出している法人等について、納付書の事前送付を取りやめることとしました。また、大手金融機関でも一部市町村に対する納税の収納代行業務の廃止や有料化されるなど、ペーパーレス化・キャッシュレス化が始動しています。その動きに乗り遅れないように今回は簡単で便利な「ダイレクト納付」についてご説明いたします。

### 1. ダイレクト納付の概要

ダイレクト納付とは、e-Tax及びeLTAXにより申告書等を提出した後、申告データと連動し、納税者名義の預貯金口座から即時又は指定した期日に、国税及び地方税を電子納付する手続きです。利用にあたり、事前に書面で届出の提出が必要であり、届出の提出から利用可能まで約1ヶ月(※)の時間を要します。(※) 国税の場合はオンライン提出が可能。その場合10日程度で利用可能。



### 2. ダイレクト納付の事前準備

ダイレクト納付利用開始にあたり必要な事前準備は次の通りとなります。

(出典：国税庁 HP)

#### 国税 (e-Tax 登録済みの場合)

手続き	内容
① ダイレクト納付利用届出書の書面提出	ダイレクト納付利用開始の概ね1ヶ月前に「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」を作成し、署名及び金融機関届出印押印後に所轄税務署へ書面(※1)提出。(※1) 個人の場合はオンライン提出も可。
② ダイレクト納付利用可能のお知らせの確認	税務署及び金融機関において所定の登録作業等が完了すると、e-Taxのメッセージボックスに登録完了のメッセージが格納され、不備がなければ利用可能。

#### 地方税 (eLTAX 登録済みの場合)

手続き	内容
① 口座情報の登録	eLTAXにログインし口座情報を登録する。
② 「依頼書」を金融機関に郵送	①で登録した口座情報を確認し、「申込用紙印刷」から依頼書を出力。金融機関届出印を押印し、郵送。
③ 登録情報の確認	金融機関の審査翌日に、メッセージボックスに結果が通知され、不備がなければ当日から利用可能。(通知まで約1ヶ月)

(注) 一部金融機関では取り扱いがありません。国税庁HP及びeLTAXHPで対応金融機関をご確認下さい。

### 3. 納付手続き

納付の手続きは次の通りになります。

	国税	地方税
①	電子申告後にe-Taxにログイン	電子申告後にeLTAXにログイン
②	メッセージボックスから受信通知を確認	該当する申告データを選択し、納付情報の発行を依頼
③	「今すぐ納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択	該当する納付情報を選択し納付
④	納付内容の確認及び引落口座を選択し、納税	納付の完了を確認
⑤	メッセージボックスから納付完了通知を確認	

### 4. 電子納税で省力化し手間いらずに！

ご自身でされる場合は令和6年4月1日以降、法定期限が到来する申告手続きについてe-Taxの申告等データを送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目が表示されるので、チェックを入れて送信すると、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続きができる機能です。申告データと併せて納付手続きが完了することで上記「3.納付手続き」が不要となります。なお、弊社で電子申告を委任されている場合は電子納税手続きまで行うことができます。銀行口座の指定など一定の手続きにご同意いただければ電子申告と同時に電子納税まで完了しますので、ご安心ください。

### 5. まとめ

個人の確定申告については振替納税の登録により、納税の手間が削減されておりました。他税目の納税についてもダイレクト納付を活用すれば銀行へ振込に行くなど、納税の手間が大きく軽減されます。弊社のお客様はぜひダイレクト納付への切り替えにチャレンジして下さい。希望される方やご不明な点等ございましたらいつでも弊社担当までご連絡下さいませ。